

日教組香川
2024.11



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtukagawa@circus.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

まつりは終って
またホイッスルは吹かれる



働き方改革を進めよう!!
『定額働かせ放題は嫌だぜ』

@National Football Museum

～なりすまし団体「日教組香川三観地区教職員組合」等にご注意ください～

日教組香川は、なりすまし団体「日教組香川三観地区教職員組合 執行委員長 片山元久」らに対して、「日教組香川」の名称不使用の裁判を起こしました。まず、昨年11月21日、高松地裁で、なりすまし団体に対して「日教組香川」を含む名称を使ってはならないと判決がでました。その後、なりすまし団体は、高松高裁に控訴しましたが、今年4月28日に、控訴は棄却されました。さらに、なりすまし団体は、最高裁に上告しましたが、今年10月17日に、上告は棄却され、裁判結果は確定しました。

なりすまし団体は、法的に「日教組香川」の名称を使用できません。

「日教組香川三観地区教職員組合」は、日教組、日教組香川とは全く関係のない団体です。ご注意ください。

また、「日教組香川三観地区教職員組合 高橋敦」も、全く日教組、日教組香川とは関係ありません。そして、日教組香川の組合員でもありません。ご注意ください。

～名称不使用裁判確定～

日教組香川

HP



日教組

公式LINE



県人事委員会勧告出る

今年も給料表とボーナス0.10月分引き上げ
そして「特記」として勤務環境改善を報告

10月11日(金)、県人事委員会(委員長 平尾敏彦)は、今年度の『職員の給与等に関する報告と勧告』を行い、日教組香川を含む五者共闘に説明会を行いました。日教組香川からは嶋村執行委員長が出席しました。

今回の給与勧告のポイントは4項目です。

○フレックスタイム制度の導入

○民間給与9,103円(2.51%)との較差に基づく給料表の引上げとボーナスの支給月数の引上げ(0.10月分)

○給与制度のアップデートでは、県内地域の地域手当の支給割合は改定を見送り

○育児部分休業制度の単位時間の変更と小学校3年生までの子を対象とした育児部分休業に相応する制度の新設

報告では、「Ⅱ 特記 3 教員の勤務環境」を新規として「教員の勤務環境については、過酷であることが多々報じられており、当委員会としても重要な課題として認識している。教育に携わる教員の勤務環境を改善することは、わが国の将来に関わる重要な事項である。授業やその直接的な関連業務以外の事務作業、

その在り方について議論がなされている部活動指導、保護者や近隣等とのトラブルに対する過度の負担、増加するこれらへの対応のため繁忙化する勤務実態を改善すべく、国や教育委員会において取組がなされているところである。当委員会としては、教員の勤務環境改善の視点に立って注視してまいりたい」としました。

この件に関して嶋村委員長から、「県教委に対して、もっと取り組みをするべきだ、ととらえていいのか」という質問に対して平尾委員長から「視点は勤務環境改善だ」と回答がありました。

また、この間、日教組香川は県人事委員会に対して、勧告と報告に当たっては県下全教育職員の時間外在校等時間を調査し、参考資料に明記するよう要求してきましたが、今回も「教育委員会」としつつも「超勤務時間」は「県立学校の事務職員と事務局職員」のみの報告でした。引き続き県下全教育職員の時間外在校等時間を調査し明記することを求めました。

今回の勧告と報告を受け、日教組香川は11月18日に県教委と交渉を行います。

令和6年 職員の給与等に関する報告と勧告の概要

勧告のポイント

フレックスタイム制度の導入(令和7年度から実施)

○フレックスタイム制度の導入

本年の民間給与との較差に基づく給与改定等

- ①民間給与との較差9,103円(2.51%)を埋めるため、人事院勧告に準じた給料表の引上げ
- ②ボーナスの支給月数の引上げ(0.10月分)

給与制度のアップデートについて(令和7年度から実施)

- ①職責重視の給与体系に見直すため、人事院勧告に準じた給料表に改定
- ②県内地域の地域手当の支給割合は改定を見送り

仕事と生活の両立支援制度の拡充(令和7年度から実施)

- ①育児部分休業制度の単位時間の変更
- ②小学校3年生までの子を対象とした、育児部分休業に相応する制度の新設

I フレックスタイム制度の導入

フレックスタイム制度を導入し、職員にとって、利用しやすい制度・運用とすること。

Ⅱ 民間給与との較差に基づく給与改定

1 本年の職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給(平均給与月額)の比較

民間給与(事務・技術)	県職員給与(行政職)	較差
371,599円	362,496円	9,103円(2.51%)

(注)1 平均給与月額とは、所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等以外の全ての給与の平均月額をいう。

2 民間給与は、令和6年職種別民間給与実態調査に基づき後職段階、学歴及び年齢を県職員と対応させて算出したものである。

3 民間給与との比較に用いた県職員の平均年齢は42.5歳で、平均経験年数は19.8年である。

(2) ボーナスの比較

民間の年間支給割合	県職員の年間支給月数	差
4.62月	4.50月	0.12月

(注)民間の年間支給割合は、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績である。

2 給与改定等の内容

(1) 給料表

- ・行政職給料表については、人事院勧告における俸給表に準じて引上げ改定を行う。
- ・行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行う。

◆給与改定額及び改定率(行政職)

現行給与月額	改定後の給与月額	改定額(率)	改定額の内訳
362,496円	371,516円	9,020円 (2.49%)	給料月額 8,728円 はね返り分(注) 292円

(注)給料等の改定に伴い手当額が増減する分

(2) 初任給調整手当

ア 医師及び歯科医師については、人事院勧告に準じて引上げ改定を行う。

イ 獣医師については、支給限度額の引上げ改定(55,000円→60,000円)及び支給期間の延長(15年→20年)を行う。

(3) ボーナス

- ・年間支給月数を引上げ 4.50月分 → 4.60月分(期末手当及び勤勉手当を0.05月分ずつ引上げ)
- ・来年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう支給月数を定める。

	6月期	12月期
令和6年度 期末手当 勤勉手当	1.225月(支給済み) 1.025月(支給済み)	1.275月(現行1.225月) 1.075月(現行1.025月)
7年度以降 期末手当 勤勉手当	1.250月 1.050月	1.250月 1.050月

(4) 在宅勤務等手当

国に準じて新設する。

- (1)給料表及び(3)ボーナスの改定後の平均年間給与(行政職)
〔勧告前〕6,030千円 〔勧告後〕6,219千円
〔影響額率〕189千円(3.13%)

3 給与制度のアップデートについて

(1) 給料表

- ・初任給や若年層の給料月額を大幅に引き上げる。【2(1)にて先行実施】

(大卒行政職の初任給R6.4.1:202,400円→
勧告後:225,600円(+23,200円))

- ・初号付近の号給をカットし、早期昇格者や民間人材等の採用時の給与を改善する。
- ・職責重視の給与体系に見直し、昇格・昇給メリットを拡大させる。

(2) 扶養手当

- ・人事院勧告に準じて配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げる。
- ・上記改定は2年間で段階的に実施する。

(3) 地域手当

- ・県内地域の支給割合は改定を見送ることとし、県外地域の支給割合は国に準じた改定を行う。
- ・災害派遣や人事交流等により、県内の地域手当の支給割合よりも支給割合の低い地域に異動する場合の異動保障制度を新設する。

(4) 単身赴任手当

人事院勧告に準じ、採用に伴い支給要件を満たした職員を支給対象に加える。

(5) 管理職員特別勤務手当

人事院勧告に準じて平日深夜に係る支給対象時間帯を午後10時から午前5時まで拡大する。

(6) 特定任期付職員の特別給

人事院勧告に準じて特定任期付職員業績手当を廃止、期末手当及び勤勉手当から成る構成に改める。

(7) 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

定年前再任用短時間勤務職員等が支給対象外となっていた諸手当のうち、住居手当、特勤手当等及びへき地手当等について、新たに支給対象となるよう改正を行う。

4 実施時期

2の(1)及び(2)は令和6年4月1日、2の(3)は令和6年12月1日、2の(4)及び3は令和7年4月1日から実施する。

- (1)給料表及び(3)ボーナスの改定後の平均年間給与(行政職)
〔勧告前〕5,968千円 〔勧告後〕6,055千円
〔影響額(率)〕87千円(1.46%)

Ⅲ 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進及び仕事と生活の両立支援

より柔軟な働き方の推進や仕事と生活の両立支援の取組を進めることが重要であり、フレックスタイム制の導入、男性の育児休業の利用促進、小学校3年生までの子を対象とする育児部分休業に相応する制度の創設等を実施する。

報告の概要

1 現状認識

少子化による人口減少が進む中、人材の確保は喫緊の課題。「人材の流動化」を前提とした職場環境を整備し、対応していく必要がある。

2 多様で有為な人材の確保と組織パフォーマンスの向上に向けた人材の評価・育成

(1) 人事評価★

優秀な人材の確保のためには、公平性、納得性のより高い人事評価を行うことが求められる。

成果に基づく評価と処遇はもとより、職務経験に対する機会の均等が重要である。

(2) 人材の確保

試験方法等の見直しや検討を引き続き行い、受験しやすい環境の整備に今後も取り組んでいくとともに、民間企業の先進的な取組についても意を用い、研究に努めながら、あらゆる手法を使って人材を広く県内外から確保することが必要である。

(3) 人材育成

キャリア形成への組織的な支援が重要であり、若手職員への技術継承の推進、職員研修の拡充や資格取得の支援等、職員の専門能力を向上させる取組が求められる。また、キャリアアップへの動機づけを行い、性別を問わず管理職となる人材の層を厚くしていくことが重要である。

(4) ポストへの人員配置

人材の流動化が進み、採用形態や経歴が異なる多様な人材が増えていくことを踏まえれば、当該職務に対して必要なスキルと意欲のある人材を配置すべき。より効果的な人材活用を進めていくには、幹部職員等のポストについては、庁内公募をこれまで以上に積極的に活用すべきである。

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

(1) 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進及び仕事と生活の両立支援(再掲)

(2) 総実勤務時間の短縮

超過勤務の要因分析等、業務改善や事務・事業の見直し、必要な人員の確保や適正な人員配置など、引き続き、総実勤務時間の短縮に向けた強い取組姿勢が必要である。

(3) ハラスメント対策★

職場のハラスメントは、円滑な業務運営に支障を及ぼすため、意識啓発や相談体制を一層充実させ、潜在化しないよう根絶する強い意志を持って対策を推進していく必要がある。

カスタマー・ハラスメントに対しては、担当者個々の負担となっている場合が少なくなく、組織的対応を検討する必要がある。

(4) 教員の勤務環境★

教員の勤務環境を改善することは、わが国の将来に関わる重要な事項である。授業に直接関連のない事務作業、部活動指導等への対応のため繁忙化する勤務実態を改善する国や教育委員会の取組を、教員の勤務環境改善の視点に立って注視することとしたい。

(5) 通勤環境の改善★

自動車を利用する職員の通勤実態等を調査し、必要な支援を検討していくことが求められる。小豆島に存する一部の所属について、通勤環境があまりにも過酷であり、分室設置や勤務時間の柔軟化など何らかの方法で改善の検討が求められる。

(6) 職員の健康管理対策の推進

ストレスチェックの適切な実施と活用、長時間労働者への医師の面接指導等の着実な実施、各種ハラスメントへの対策推進など、職員の心身両面にわたる健康管理が重要である。

4 公務員倫理の徹底

職員一人ひとりが、職務の内外を問わず、県民全体の奉仕者として強い使命感と高い倫理観を持って県民の期待と信頼に応えられるよう行動する必要がある

日教組TOMO-KEN

友に学び 共に学んだ 2日間

10月12日(土)～13日(日)、
「第15回TOMO-KEN ～友に学ぶ 共に学ぶ～ (青年教育実践交流集会)」が東京で開催されました。

全国から参加した学校現場、幼児教育現場、医療職場等で働く様々な職種
の青年が、「子どもの幸せって何だろう」「あたりまえって思っていたことが実は違っているかもしれない」「職種や校種が違ってても、同じ悩みを共有しているんだ。自分だけじゃないんだ」等々活発な意見交流をし、充実した集会となりました。

なお、日教組香川から3人が参加しました。



二回目の参加になるのですが、様々な都道府県、校種の方のお話を聞いて、刺激をいただきました。同じグループの方の話から、自分自身が初任校で働いていた頃のことを思い出して、自分が大切にしていた思いやその時の経験を振り返る機会となりました。場所や校種は違えど、



同じような思いで、身を粉にして働いている人がいるということ再度認識することができ、再度仕事をがんばろうと思えました。

まずは、新しいなかまとの出会いに感謝する2日間でした。そして、それぞれの県の実態や実践、苦難などを交流話し合い、明日から現場で活用できる知恵を得ることができました。これからの時代に、子どもたちが立ち向かうとき、どう成長させるか、いつでも子ども目線で考える大切さを改めて感じる必要があると強く感じました。研修という形で、東京まで心置きなく羽を伸ばすことができ、とてもありがたい思いでいっぱいです。



県外の人と話すことで新鮮な話が聞けました。様々な状況で働いている人がいて、自分も負けないように頑張らないといけないと感じさせられました。日々の実践の話し合いも行い、新しいアイデアもあれば、今までやっていたことが他の人も実践していると自分の実践もやってきてよかったんだと自信もつきました。皆さんの悩みや疑問から実践をつくりあげ、どの人にも学びのある話し合いができたと思っています。



気持ちよく 安心して 働けていますか?
JTU-カフェ&電話相談会

人事異動
相談も
行います

Open → 11月21日(木)18:30～20:00

@ 日教組香川事務所(高松市中野町 15-24 佐藤ビル1F)

毎月1回【JTU-カフェ】をOpenしています!

飲み物とお菓子を用意してお待ちしております。ぜひお気軽にお越しくださいね。

組合員でない方も大歓迎です!ただし、お茶代500円いただきます。

引き続き電話・FAXでのご相談も引き続き承ります。

TEL:0120-27-5925 FAX:087-802-1642

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係で気になることなど、お気軽にご相談ください。相談には、日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます。

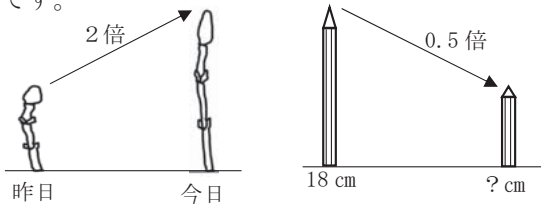


授業で使える小技や小ネタ⑤④(分かりやすい割合の解説(3))

石原清貴(元小学校教員)

・今回の話

前回、「下の図のような拡大縮小倍のにらめっこ絵図を描く体験が必要だ」というお話をしました。理由は割合の勉強の前段として(倍するといくらになる)という倍操作体験が必要だからです。前回もお話したように教科書のかけ算は主に量のかけ算(1あたり量×いくつ分=全体量)を中心に組み立てられています。倍のかけ算(量×倍=量)の意味「倍は対象とした量を拡大縮小する働きである」という事については明確に示されないまま少しだけタイプの異なるかけ算として出ているだけなのです。

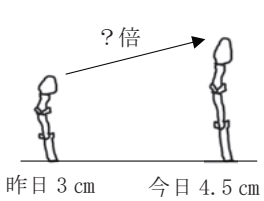


かけ算指導の中にタイプの異なる2つのかけ算を持ち込み同時に教えようとする試みは決して褒められたやり方ではありません。倍のかけ算は2年生のかけ算で指導するのではなく、本来4年生ぐらいで「もう一つのかけ算」として扱った方がいいのです。残念ながら算数の教育課程を編集する人たちにその考えはないようです。そこで「割合の指導」の前に「倍の三用法の指導」をどうやってすればいいのかをもう少しお話ししたいと思います。

・倍の三用法の指導

<何倍になった?> (何倍になったのかを求める)

下のような図を用意して「昨日3cmだった土筆が今日は4.5cmに伸びていました。一体何倍に伸びたのでしょうか?」という問いを投げかけます。



この問題は「小数÷整数」の問題なので4年生の3学期に教える事が出来ます。しかし、簡単に割算で解けるのだと教えるのではなく、何倍になっているのかの予想を子どもたちに言ってもらいます。そして子どもたちの予想をかけ算式にして確かめます。

3cm×□=4.5cm 予想2倍 3×2=6 予想外れ!
3cm×□=4.5cm 予想1.3倍 3×1.3=4.9 予想外れ!

こういった試行錯誤の後で「簡単に何倍になったのかを求める計算方法があるのだけれど分かるかな?」と再度投げ返します。3年生の段階でしっかりかけ算と割算の関係が理解できているといいのですが、かけ算と割算の気がついている子はあまりいません。

子どもたちから割算で求められるのでは?という声が出ないとき



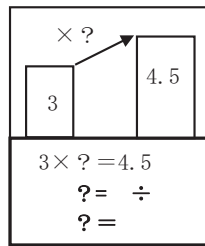
石原清貴氏

には次のように質問します。「3×□=6のとき、□はいくつだと思う?」そうするとすぐさま「2だ。」という声が返ってきます。九九の範囲なので2がすぐに思いつきます。そこで「じゃあ13×□=52だったら□はいくつ?」と聞き返します。これはなかなか思いつきません。そこで52÷13でやってみようと言ってやってもらいます。すると答えが4であることが分かります。

$$3 \text{ cm} \times \square = 4.5 \text{ cm}$$

$$\square = 4.5 \text{ cm} \div 3 \text{ cm}$$

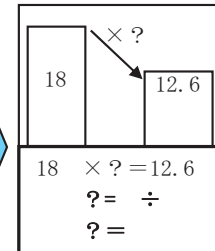
$$\square = 1.5$$



例題
はじめ18cmだった鉛筆が12.6cmに縮まりました。はじめの何倍に縮んだのでしょうか

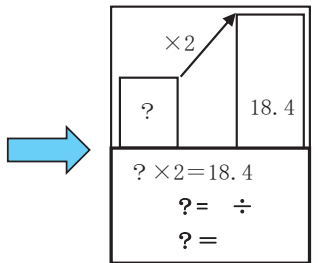
このような指導の後3cm×□=4.5cm □=4.5÷3 □=1.5となることをおさえ、方程式の形式を教えます。

この後、にらめっこ図と式変形を合体させた図式を作り、以後はこの図式に当てはめて考えさせるようにします。



・<はじめの量を求める> (倍で割ってはじめての量を求める)

例題
竹の子が昨日の1.5倍に伸びて8cmになりました。昨日の竹の子は何cmだったのでしょうか?



追記

割合が子どもにとって難解なのは、なぜ割算すると倍が導き出せるのかがわからないのです。簡単に言うと「なぜ割るのか」が分からないのです。操作の倍で「倍の三用法」<倍するといくら><何倍したのだろう><はじめはいくつ>を指導すると割算で倍が求められることは苦もなく分かるようになります。また、ここで示したにらめっこ図を使いこなせるようになる(子どもたちが自分でにらめっこ図が書ける)と割合の問題はどんどん解けるようになります。わたしの考えでは4年生で操作の倍の三用法を教え、5年でしっかりと割合を教えるというように思うのですが、残念ながら教科書通りの授業でないといけないという風潮があり、その願いは叶いません。しかし、こういった方法がありこの方法を使って指導するとよく分かるというのはいろいろところで実証されています。三重大大学の中西教授がわたしの指導法を検証した論文を発表しておられます。(割合の教授法に関する一考察-「算数書割合」の実証的考察を通して-)という論文です。ネットで確認できます。

今回は関係の倍の指導法です。

2026年度教員採用試験(2025年実施)対策講座 前期日程(10月~3月)

◆講座開講場所、内容、日程(予定)※変更する場合があります。最新日程はHPでご確認ください。

大川会場		高松会場		丸亀会場	
長尾公民館		ふらっと仏生山 (高松市仏生山交流センター)		マルタス (丸亀市市民交流活動センター)	
専門教養対策 ・集団面接対策 ・教育諸課題 ・TAC講座視聴 ・第1次試験直前対策 ・第2次試験直前対策 ・模擬授業等(各回の詳細はお問合せください)					
1	10/15(火) 19:00~21:00	1	10/26(土) 13:00~16:00	1	10/24(木) 19:00~21:00
2	11/19(火) 19:00~21:00	2	11/23(土) 13:00~16:00	2	11/28(木) 19:00~21:00
3	12/17(火) 19:00~21:00	3	12/28(土) 13:00~16:00	3	12/26(木) 19:00~21:00
4	1/21(火) 19:00~21:00	4	2/1(土) 13:00~16:00	4	1/23(木) 19:00~21:00
5	2/18(火) 19:00~21:00	5	3/1(土) 13:00~16:00	5	2/27(木) 19:00~21:00
6	3/18(火) 19:00~21:00	6	3/29(土) 13:00~16:00	6	3/27(木) 19:00~21:00

- ◆主催:日教組香川教職員組合(日教組香川)
- ◆講師:日教組香川組合員(現職教員、OB等)
資格の学校 TAC 講師(講座録画視聴)
- ◆対象:香川県の教員をめざす講師の方々
(臨時採用教職員、非常勤講師)等
- ◆定員:各会場10名程度
- ◆申込期限:随時受付、定員になりしだい受付終了
します。
- ◆受講要件:日教組香川組合員になっていただき
組合費を納入すると受講ができます。
組合費は、1000円/月です。加入月から納入し
てください。「給与天引き」もできます。
- ◆申込方法等詳細は、下記までご連絡を
電話 0120-275-925
090-7757-2706
メール jtukagawa@circus.ocn.ne.jp

「資格の学校 TAC」は、40年
以上蓄積した合格するための独
自メソッドを活用し、毎年多くの
合格者を輩出している資格取得
の専門予備校です。
3年前から、この TAC と日教
組がタッグを組み、教員採用試
験対策講座を開催します。日教
組香川では、この講座の配信を
録画し、講座で視聴します。な
お、TAC の教員採用対策では、
一番低額な講座で54,000円
(通常受講料・教材費・税込)と
なっています。(HP から)

全国のなかまが
応援しています

全国のなかまと
合格しよう

QRコードから申し込めます



2026年度教員採用試験(2025年実施)

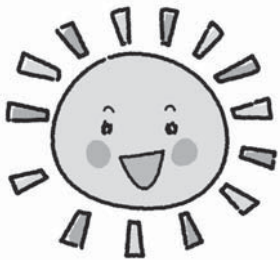
対策講座受講生募集開始!!

2024年10月より、今年も県内3地区で開催中

詳細はHPで

日程決定
(左面参照)

	日時	場所
	前期(10~3月)	
大川会場	毎月第3火曜日	長尾公民館
	19:00~21:00	
高松会場	月1回土曜日	ふらっと仏生山 (高松市仏生山コミュニティセンター)
	13:00~16:00	
丸亀会場	毎月第4木曜日	マルタス (丸亀市市民交流活動センター)
	19:00~21:00	



☆資格の学校TACのオンライン講座

☆経験豊かな現職&OB教員の講師による
面接指導や模擬授業対策

☆自習時間等での個別対応

受講者2次合格者6人 (小2人、中音2人、中体2人)



日教組香川はあなたの夢を実現するためのサポートをします。

お申し込み、お問い合わせは



または ☎ 0120-27-5925 まで

日教組香川
応援企画

▲かがわ文化芸術祭2024参加行事
じんけんフェスタ2024共催行事
四国労働金庫助成金対象事業

LGBTQ+をテーマにした映画祭

第20回香川 レインボー映画祭

LGBTQ+ など性とライフスタイルの多様性をテーマに、厳選作品を上映!!

日時 **2024.12.7 (土) 10:00 ~ 17:00**

会場 **高松市丸亀町レッツホール**
(高松丸亀町壱番街東館4階)

チケット 1プログラム券1,000円 通し券3,000円 映画祭応援カンパ券500円
18歳以下、65歳以上、障害のある方は無料です。証明できるものを受付でご提示ください。
当日受付、または <https://peatix.com/event/4179171> で購入できます。



12月7日(土) 17:00まではPeatixにて購入できます。チケットをお申し込みする際に、Peatixのアカウントを作成するか、X(旧Twitter)/Facebook/Google/Apple アカウントでログインしてください。お支払いは各種クレジットカード、コンビニ・ATM(ペイジー)・Paypalがお使いいただけます。*コンビニ/ATMでのお支払いは、12月6日までに締め切られます。

プログラム

10:00 ~ 10:10	開会式	12:50 ~ 13:50	じぶん、まる! いっぽのはなし
10:10 ~ 11:48	ブライロード 303 号室 奥田美紀様宛て	13:55 ~ 15:10	水の中で深呼吸
11:55 ~ 12:30	私たちの居場所	15:10 ~ 15:35	ゲストトーク
(12:30 ~ 12:50 昼休憩 20分)		15:40 ~ 16:25	恋にセックスは必要ですか?
		16:25 ~ 16:55	ゲストトーク
		16:55 ~ 17:00	閉会式



主催 香川レインボー映画祭実行委員会 (プライド香川)
協賛 シネマヴィスタ、ももにじ岡山、一般社団法人カラフルドットライフ



香川レインボー映画祭 検索
香川レインボー映画祭オフィシャルサイト
www.kagawa-rff.org
お問い合わせ先: 080-3164-4174 (代表)

※組合でチケットの買い取りをしています。参加希望者は事務所まで